

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

日本財団パラリンピックサポートセンター（パラサポ）では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う政府の緊急事態宣言及び、東京都の緊急事態措置を受け、5月31日まで全職員を在宅勤務とする対応をとっておりますが、5月25日の新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言を受け、6月1日から出勤する職員の人数を限定し、感染予防に努めながらオフィス業務を再開します。

つきましては、今後のお問合せについて、以下の通り変更いたします。

<お問い合わせ窓口>

■一般の方

- ・WEB または電話にてお問合せください。

WEB お問合せフォーム：<https://www.parasapo.or.jp/contact/>

TEL：03-6229-3721（10:30-15:30）

※人数を限定した勤務体制につき、時間内でも一部電話が不通になることがございます。

可能な限り、WEB お問い合わせフォームのご利用をお願いします。

■報道関係の方

- ・パラサポ PR 事務局（㈱アンティル内）

TEL：03-6821-7863（10:00-18:00）／E-mail：parasapo@vectorinc.co.jp

※こちらは報道関係者様専用のお問い合わせ先となっております。

※在宅勤務体制により、時間内でも一部電話が不通になることがございます。

また、パラサポが運営するパラリンピック競技団体との共同オフィスにつきましては、各競技団体により利用方針が異なります。お問い合わせは、それぞれの窓口までお願い致します。

■パラリンピック競技団体一覧

<https://parasapo-wp-prd.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/wp/wp-content/uploads/2020/05/07163741/3866e845f9dab14ba013cefa67f77aab.pdf>

なお、今後の状況を鑑みて対応を変更させていただくことがありますので、予めご了承ください。大変ご不便をお掛けしますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。